



③ ①または②より、保護者の全ての方の所得割額を合算し、料金表(明石市保育所等保育料【保育所(園)及び認定こども園(保育所部分)】から児童の年齢(当該年度の4月1日時点の満年齢)に応じた保育料を求める。

例) 父の所得割額が¥55,000、母の所得割額が¥32,500、対象の児童が当該年度の4月1日時点で満3歳の場合。  
 ⇒合算所得割額¥87,500を探し、児童の年齢区分および保育必要量に応じてあてはまる保育料を探す。

階層区分(市)	定義	3歳未満児 [3号認定]		3歳児 [2号認定]		4歳以上児 [2号認定]		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び養育里親世帯	0	0	0	0	0	0	
2	第1及び第3から第18階層を除いた市民税非課税世帯	2,800	2,800	2,200	2,200	2,200	2,200	
3	市民税のうちの均等割の額のみ の世帯(所得割の額のない世帯)	9,000	8,900	6,600	6,500	6,600	6,500	
4	市民税のうちの所得割額が課税されている世帯	16,000円未満	11,900	11,800	10,200	10,100	10,200	10,100
5		16,000円以上 32,000円未満	13,900	13,700	12,500	12,300	12,500	12,300
6		32,000円以上 48,600円未満	16,700	16,500	15,700	15,500	15,700	15,500
7		48,600円以上 77,101円未満	22,400	22,100	21,700	21,400	21,700	21,400
8		77,101円以上 97,000円未満	29,700	29,300	27,000	26,600	23,800	23,500
9	97,000円以上 169,000円未満	37,300	36,800	33,300	27,900	24,100	23,800	

網掛けの部分において保育必要量(保育標準時間が保育短時間か)により概算の保育料を求めることができます。  
 保育必要量は、認定事由の内容(勤務時間や通勤時間等)により決定します。  
 なお、第2子以降の児童の場合、第1子の年齢や保護者の所得にかかわらず保育料は無料となります。

**注意事項**

- ・料金表については、当該年度の料金表をご利用ください。
- ・上記内容はあくまで概算の保育料となります。最終的な保育料(利用者負担額)の決定は、施設・事業所等を利用開始する際に通知いたします。
- ・4月～8月分の保育料に関しては前年度の住民税、9月～翌年3月の保育料に関しては、当年度6月に決定される住民税の決定内容で算定されます。
- ・施設や事業所では、毎月の保育料の他、入園時に必要となる制服や靴代、主食費(3歳児以上の給食のお米代)、文房具や行事の費用等が別途かかります。詳細については各施設にお問い合わせいただくか、こども育成室で配布しています資料をご確認ください。

